

経営改善に向けた水道料金の増額改定について

1 結 論

将来にわたって安定的な水道サービスを維持するため、令和8年4月に水道料金を20%増額改定する方針とする（水道料金の改定は平成2年4月以来36年ぶり。増額改定としては昭和59年4月以来42年ぶり。）。なお、改定にあたっては、令和7年4月に新設する上下水道事業経営審議会へ諮問し、答申を得た上で正式に決定する。

2 理 由

- (1) これまで公営企業の理念のもと経営努力を続けてきたところ。しかし、人口減少等により今後の料金収入の伸びは期待できない一方で、老朽化した施設の修繕や更新費用は増大しており、水道経営は年々厳しくなっている。
- (2) 令和6年3月に策定した経営戦略において、このまま事業を継続した場合には令和10年度に資金不足が生じることを示し、令和8年度には水道料金を15%増額改定する必要があることに言及した。
- (3) 令和6年能登半島地震で顕在化したように老朽化した施設の耐震化は喫緊の課題である。老朽化した施設の更新を着実に進めるため、今般の物価高等の上昇による財政的影響、さらには市民への負担増、近隣市の料金水準等を総合的に勘案し、令和8年4月から水道料金を20%増額改定する方針とした。

3 料金改定（案）

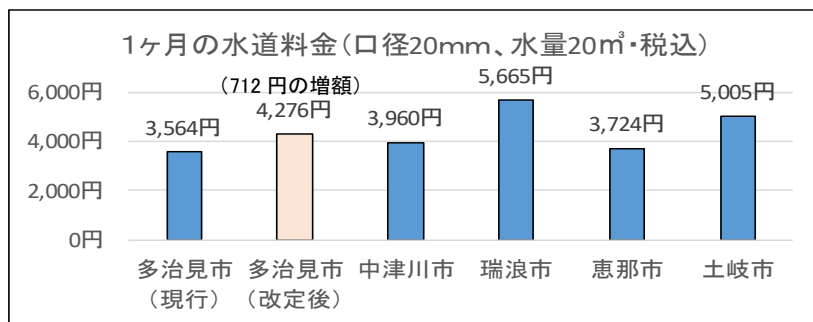
- (1) 基本料金（1ヶ月・税込）※1円未満切捨て

	改定後	現行	改定差額	改定率
量水器の口径	量水器1個につき	量水器1個につき		
13mm	844	704	140円	20%
20mm	1,320	1,100	220円	20%
25mm	1,848	1,540	308円	20%
30mm	2,574	2,145	429円	20%
40mm	4,950	4,125	825円	20%
50mm	8,646	7,205	1,441円	20%
75mm	17,358	14,465	2,893円	20%
100mm以上	28,578	23,815	4,763円	20%

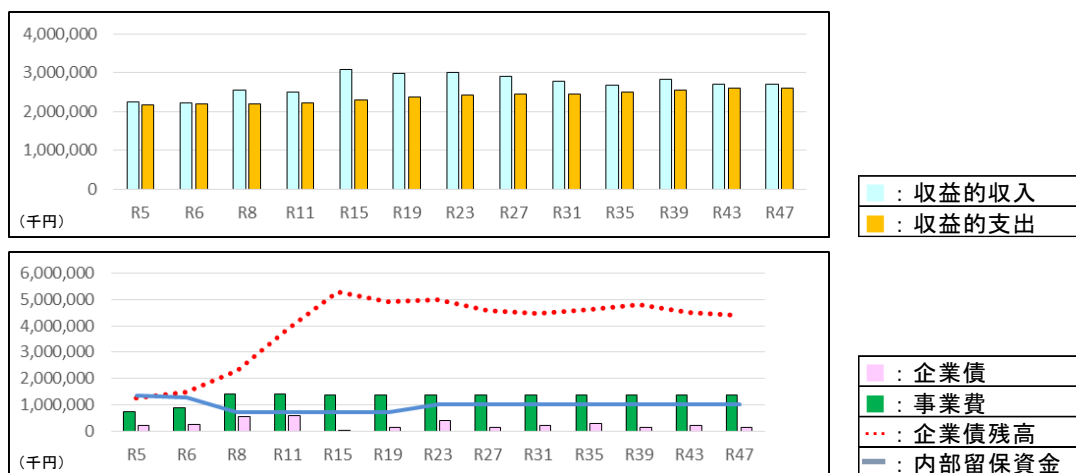
- (2) 従量料金（税込）※1円未満切捨て

用途別	水量段階	改定後	現行	改定差額	改定率
		従量料金（1 m ³ につき）			
一般用	8 m ³ まで	92円	77円	15円	20%
	9 m ³ ～20m ³	184円	154円	30円	20%
	21m ³ ～50m ³	250円	209円	41円	20%
	51m ³ 以上	290円	242円	48円	20%
特殊用		92円	77円	15円	20%

(3) 近隣市の状況 ※3人世帯を想定



4 収支イメージ ※定期的な料金改定を想定



①企業債残高 約50億円以内 ②内部留保資金残高 約7～10億円を維持

5 これまでの経営努力

- (1) 水道事業と下水道事業の組織を統合し再編 (H30.4～)
- (2) 水道検針業務を毎月検針から隔月検針に変更し支出を削減 (H30.4～)
- (3) 水道再開栓・閉栓手数料を導入し収入を確保 (H30.4～)
- (4) 水道施設に発電設備を設置し収入を確保 (虎溪山配水池：小水力発電、太陽光発電 (H28.4～) 脇之島送水ポンプ場：太陽光発電 (R7.4～ (予定)))
- (5) 受益者負担の公平性を図り、積極的な滞納整理を実施

6 水道料金改定スケジュール

年 月	内 容
R7.4～6	経営審議会への諮問
R7.9	議会提案 (条例の一部改正)
R7.10～R8.3	周知期間
R8.4.1	水道料金改定